

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 理事会 議事録（要旨）

- 1 日 時 平成 29 年 8 月 29 日（火）午前 10 時から午前 11 時 35 分
- 2 会 場 横浜市健康福祉総合センター 8 階 大会議室 8 A B
- 3 出 席 理事総数 17 名中 17 名出席
- 4 議 題
- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 第 1 号議案 | 会員の承認について |
| 第 2 号議案 | 内部管理体制の基本方針について |
| 第 3 号議案 | 評議員選任候補者の推薦について |
| 第 4 号議案 | 機能強化型障害者地域活動ホームのスプリンクラー
設備の設置について |
| 第 5 号議案 | 平成 29 年度一般会計収入支出予算の補正について |
| 第 6 号議案 | 評議員会の招集について |

報告事項

- 1 会長及び業務執行理事の職務執行報告について
- 2 経理規程細則の一部改正について
- 3 民生委員制度創設 100 周年記念横浜市民生委員児童委員大会の
開催について

5 議案の審議結果

第 1 号議案 会員の承認について

事務局より、構成会員 5 団体及び学識会員 1 名の新規入会の承認について議案書に基づき説明。全員異議なく原案のとおり承認された。

[総会員数 1,518 民生委員児童委員 4,491 人]

第 2 号議案 内部管理体制の基本方針について

事務局より、内部監査体制の基本方針の策定について議案書に基づき説明したところ、以下の質問があり、内容について再精査したうえ、次回理事会での継続審議となった。

(監 事) 事前に資料を拝見しました。資料 2-2 ページの「3 根拠法令等」の部分で、厚生労働省令で定める、という文言がありますが、この厚生労働省令について調べた物をお手元に追加資料として配付させていただきます。

この案はこの省令に基づいて作成されており、よく考えられていると思います。

また、事前に事務局に連絡し幾つか質問をさせていただきました。現在どの様な規程が出来ているか伺ったところ、監査関係以外ほとんどの規程はできているとのことでした。

また、もう1枚の資料は、平成28年6月20日付で厚生労働省社会援護局福祉基盤課で出しているひな形になります。

両方とも、今回の議案について早期に分かっていれば、事前に皆様にお渡しが出来たのですが、お配りした資料を見つけたのが理事会の直前でしたので、席上配付という形とさせていただきました。ぜひこのひな形に目を通していただき、質問をしていただければ、よりよいものになると思います。

(議長) ありがとうございます。他にご意見ご質問等はございますでしょうか。

(監事) ひな形の「3 コンプライアンスに関する管理体制」の(4)、「内部監査担当者は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を業務執行理事等で組織する会議等に報告する。」までは市社協の案もひな形も同じですが、次の文言が、市社協案は「事務局長は」、ひな形は「理事等は」となっており、違ってきます。これはなぜでしょうか。

(事務局) 厚生労働省のひな形だけでなく、全社協で出しているひな形や、東京都社協、名古屋市社協等のものも参考とした上で、事務局長とさせていただきました。

(監事) 他の社協と較べられるのもよいですが、これは横浜市社協の基本方針ですので、なぜ市社協として理事等ではなく事務局長としたのでしょうか。事務局長の方が系列で見ると理事より下ではないのでしょうか。また、なぜこれについて先ほど説明がなかったのでしょうか。

(事務局) 本会には常勤の理事もおり、重要案件は月1回開催しております経営改善本部という会議にて、常務理事も交え協議をしています。事務局長が全て決めるのではなく、必ず上職にあげる体制が出来ているということと、他都市の状況等を踏まえた上で、事務局長といたしました。これはあくまで事務局案となります。

(監事) 事務方の意見としてこの案を作成したということですが、案の作成には理事は加わっていないのでしょうか。

(常務理事) 理事として私が加わっています。3、4については、実態とあわせることや、これまでと違い理事の役割が重くなったということもあり、私の方で直接というよりは、事務局長が全体として、監査結果を踏まえて所要の改善を図る方が一律にできるのではないかと判断で、事務局長としました。この方針につきましては、これまで様々な検討をしてきたものになります。

(監事) 私が申し上げているのは、「理事等」が「事務局長」となっていることで、理事の責任はなくなるのかということと、理事の皆様がこれだけの資料でどれだけ検討できるのかが心配ということです。どなたか詳しい方がいらっしゃいました

ら、ここの部分はどの様に解釈したらよいか教えていただけますか。

(担当理事) 厚生労働省のひな形では、理事「等」となっています。常務理事と担当理事とで議論し、事務局長が改善を図るので、必ずしも理事が外れるわけではなく、理事の指示を受けて、事務局長が改善する形と読むことができます。厚生労働省のひな形も理事に限定はしていないというところが根拠となるかと思います。

(監 事) 今の意見は理事会の意見ということでよろしいでしょうか。監事は決議に参加できません。監事は理事会が適正に運営されているかを見守る立場ですので、十分資料をご覧いただき、理事の皆様でご審議いただきたいと思います。

続けて、ひな形の「4 監査環境の整備」の(8)です。ひな形では「理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。」とありますが、案では「業務執行理事は、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて、監事と意見交換を図り、認識を深める。」とあり、理事長が業務執行理事に変わり、定期的にとという言葉が消えています。これはなぜでしょうか。

(事務局) これも厚生労働省、全社協、東京都社協・名古屋市社協のものを参考としました。本会の場合、会長は非常勤であり、常務理事と2名の担当理事と監事で意見交換を図る方が実態に即しているのではないかと勘案し、この案といたしました。

(監 事) 了承しました。監事もしっかりと務めを果たそうと思いますが、定期的にとという言葉を外してしまうと、流してしまう危険もあるのではないのでしょうか。また、案件が先送りされてしまうという恐れもあるのではないのでしょうか。

(事務局) 重要な基本方針ですので、定期的にという文言がないからといってやらないというわけではございません。本会においてはこの文言を抜いてもしっかりとやるということでこの案とさせていただきます。

(監 事) 次の質問です。ひな形「3 コンプライアンスに関する管理体制」の②で、「不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施」とありますが、案では「不正防止等に関わる役員への啓発活動及び職員への研修を継続して実施」とあり、役員への教育、という文言が抜けています。これはなぜでしょうか。

(事務局) 理事の皆様については、コンプライアンスについては詳しく学ばれているかと思いましたが、教育とまで書かなくてもよいと判断いたしました。

(監 事) 私は以前から、市社協は業務の範囲が広いので、どんなことをやっているのかぜひ教えてほしいと思っていました。また、監事だけでなく理事も専門外の分野があるかと思うので、理事会で何か示されて説明をされてもわからないことがあるのではないかと、その状態で決議をするのも困ると思っており、以前からそうした研修を開いてほしいと話していました。

確かに教育という言葉は失礼な印象を与えますが、全く抜けているのはいかがでしょうか。研修という言葉が入っていても良いのではないのでしょうか。

(常務理事) この項目はコンプライアンスについての項目となります。コンプライアンスについては、皆様各々の団体で研修等されているかと思しますので、本会から役員への啓発という形は想定できますが、役員を集めて研修あるいは教育という形で行うという形は想定しにくいと、盛り込むことを見送りました。なお職員については当然必要ですので、盛り込んでおります。

今の監事のおっしゃられたお話は、一般の事業説明のことかと思われませんが、この項目はコンプライアンスについてですので、一般の事業説明とは異なるかと思えます。

(監 事) 了承しました。次に、「1 経営に関する管理体制」の⑦についてです。ひな形では「独立性を有する内部監査部門を設置し」とありますが、案では「本会の職員の中から内部監査担当者を指名し」とあり、大分弱くなっているようですが、これはなぜでしょうか。監事としては、内部監査について手助けがないと見きれないため、質問いたしました。

(事務局) 我々社会福祉法人は行政の監査を必ず受けています。また、独立した専門の監査部門を置くことは財政的にも負担が大きい状況です。現在、18 区社協の監査は市社協でチームを組んで行っています。監査の専任職員が必要かどうかについて、財政的な負担や、行政監査を受けているという状況等を総合的に勘案し、独立性ではなくてもよいと判断しました。

また、案の「4 監査環境の整備」の(5)で、監事が業務を円滑に遂行できる様、「会計監査人と監事の意見交換」を明記しています。

(監 事) 了承しました。最後になります。私はこの厚生労働省の2枚の資料があることでこれだけの質問をしました。この2枚の資料がないと、案について検討いただきたいと言われてもいたしかねます。ぜひできるだけ事前に資料を皆様に配付していただきたいと思えます。

(議 長) 内容を確定していくなかで、ご意見、ご指摘について、皆様の懸念がとれるよう事務局にて整理していきたいと思えます。

(理 事) この議案について、正直どう検討していいのか分からなかったのですが、監事のご指摘でよく分かりました。コンプライアンスの箇所では監事からご指摘のあった「事務局長は」となっている箇所については、ひな形では「理事等は」と、理事の参画を求めているという趣旨に読み取れるため、「事務局長は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図り、理事会に諮る」等、理事会が関わる形とした方がよいのではないかと思います。

(理 事) 4の(8)に、「定期的に」という文言は入れた方がよいかと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

(議 長) この基本方針の策定はいつまでに行うべきものでしょうか。次回理事会でもよろしいでしょうか。

(事務局) 他都市では策定済みのところもありますが、今年度中に定められればと考えております。修正し、次回の理事会に再度お諮りしたいと思います。

(議長) それでは、頂きました意見を踏まえて精査し、次回再度提案したいと思いますので、第2号議案につきましては、継続審議とさせていただきます。

第3号議案 評議員選任候補者の推薦について

事務局より、評議員選任候補者2名の推薦について、議案書に基づき説明。全員異議なく原案のとおり承認された。

今後開催予定の評議員選任・解任委員会に推薦。

第4号議案 機能強化型障害者地域活動ホームのスプリンクラー設備の設置について

事務局より、本会が助成する機能強化型障害者地域活動ホームのスプリンクラー設置工事の実施と施工業者選定について、議案書に基づき説明。全員異議なく承認された。

第5号議案 平成29年度一般会計収入支出予算の補正について

事務局より、事業受託金収入増などによる、平成29年度予算の補正について、議案書に基づき説明。全員異議なく原案のとおり承認された。

併せて、本会の社会福祉充実残額の算定額等について説明。

第6号議案 評議員会の招集について

事務局より、平成29年9月11日の評議員会の招集について、議案書に基づき説明。その後、全員異議なく原案のとおり承認された。

報告事項1 会長及び業務執行理事の職務執行報告について

会長・常務理事・あんしんセンター担当理事・障害者支援センター担当理事の4名より、各々の職務執行状況について、議案書に基づき説明。

報告事項2 経理規程細則の一部改正について

事務局より、本会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の制定に伴う、経理規程細則の文言修正について、議案書に基づき説明。

報告事項3 民生委員制度創設100周年記念横浜市民生委員児童委員大会の開催について

事務局より、平成29年11月15日開催の民生委員制度創設100周年記念横浜市民生委員児童委員大会について、議案書に基づき説明。